

平成 19 年 1 月 22 日

## (予告) 若者のトラブル 110 番 開設！！

### ～ 消費生活の悩み、あきらめずに相談を ～

25 日(木)・26 日(金)の2日間、豊島区消費生活センターでは東京都消費生活センターと協力して、「若者のトラブル 110 番」を開設する。現在、関東近県の消費生活センター及び国民生活センターでは、1月から3月の3ヶ月間、「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施しており、その一環として事業を展開するもの。

10 代、20 代の消費者被害の未然防止・拡大防止に関しての普及啓発と、また、共同キャンペーンとして連携して実施することで、普及啓発の効果を高めることを目的にしている。

区の消費生活センターでは、2日間、若者の電話相談を受け付けるほか、直接センター窓口での対面相談も受け付ける。

開催期間	平成 19 年 1 月 25 (木)・26 日(金) / 午前 10 時～午後 4 時
場所	豊島区消費生活センター (生活産業プラザ 2 階 / 東池袋 1-20-15)
対象	10 代・20 代の若者 (区内在住・在勤)
専用電話	03-3984-5515
事業の内容 など	<p>区消費生活センターによると平成 17 年度の新規相談件数は 2,757 件で、販売購入形態別では店舗購入が第 1 位で、1,048 件、2 位が通信販売の 795 件、続いて訪問販売、電話勧誘販売となっている。また、相談者の年代別では、10 代、20 代が 642 件で全体の 23% を占め、特に 20 代は 599 件と各世代の中でとりわけ高い。昨年、区では「若者トラブル 110 番」開設期間中、男性 1 人、女性 4 人の 5 件の相談があり、契約金額は 10 万円以下 3 件、11 万～30 万円以下 1 件、100 万円以上が 1 件であった。</p> <p>過去の東京都消費生活センターの相談事例として、20 代男性から「英会話教室の中途解約」では、書店で呼び止められ、約 5 時間勧誘された後、総額 64 万円の英会話教室の契約をした。書店では、英語の試験のことで話しかけられ、英会話教室の勧誘とは思わなかった。外人とのインタビューでレベルチェックをしたが、実際に授業を受けたらレベルが低くて役に立たず、最初の説明と違うので解約を申し出たら、解約料は 26 万円と言われたというもの。このケースの対応は、相談者に経緯を書いた手紙を事業者に出すように助言し、事業者に相談者からの通知が届いた後、事業者から解約料の明細を提出してもらうなど、センターがあっせんすることとした。</p> <p>区消費生活センターでは専門の消費生活相談員がおり、「一人で抱え込まず、悩まずに、困ったときは、すぐに相談をしてほしい」と呼びかけている。</p>
写真 * 写真はメールで送ります	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>相談窓口</p></div><div style="text-align: center;"><p>消費生活センター</p></div></div>
問合せ	消費生活センター